



産業廃棄物処理施設設置許可証

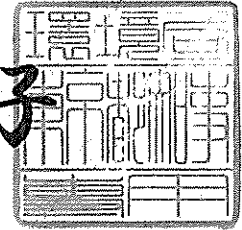
平成30年8月10日

住所 東京都豊島区池袋二丁目14番8号池袋エヌエスビル

氏名 株式会社要興業
代表取締役 藤居 秀三廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条第1項 の規定により、変更の許可を受けた
産業廃棄物処理施設であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日	平成30年8月10日	許可番号	産施第350号	
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類の破碎施設 木くずの破碎施設 (処理する産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類、木くず、金属くず、 ガラス・コンクリート・陶磁器くず)			
設置場所	東京都足立区堀之内一丁目14番15号、14番19号、14番20号			
処理能力	産業廃棄物の種類	処理能力	稼働時間	事業場における表示
	廃プラスチック類 木くず	13.4t/日 26.9t/日	8時間	破碎機A
許可の条件	無			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無			
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。			